

令和5年第5回美唄市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年5月31日（水）午前9時30分～午前10時07分
- 2 開催場所 美唄市役所市長会議室
- 3 出席委員 19名
会長 19番 今田邦彦
会長職務代理 18番 畑雄二
委員 1番 澁谷英昭 2番 白木義一
3番 森良明 4番 太田秀樹
5番 貞廣樹良 6番 鈴木孝典
7番 高橋修 8番 吉田彰
9番 長谷川彰徳 10番 赤澤良一
11番 柏葉政良 12番 岩間秀一
13番 中澤裕幸 14番 齊藤良平
15番 峯崎光行 16番 田中政幸
17番 伊藤貢三

欠席委員（0名）

- 4 説明員 高橋事務局長・山下事務局次長・長江農業振興係長
- 5 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般報告
 - 第4 報告第2号 令和4年度美唄市農業委員事業報告の件
 - 第5 報告第3号 現況証明書交付報告の件
 - 第6 報告第4号 農地法第5条第1項の規定による許可証交付報告の件
 - 第7 議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可の件
 - 第8 議案第19号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件
 - 第9 議案第20号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の件
 - 第10 議案第21号 美唄市農業委員会の所管に係る美唄市個人情報保護条例施行規則の全部改正の件

令和5年第5回農業委員会総会

議長

ただいまより、令和5年第5回美唄市農業委員会総会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

つぎに日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、議席番号2番白木義一委員、16番田中政幸委員を指名いたします。

つぎに、日程の第2、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

委員
議長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。

つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。

ご質問ございませんか。

委員
議長

(なしの声)

ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。

つぎに、日程の第4、報告第2号、令和4年度美唄市農業委員会事業報告の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

山下次長

ただいま議題となりました報告第2号、令和4年度美唄市農業委員会事業報告の件についてご説明いたします。

総務委員会から下記のとおり報告がありましたので付議するものです。経過としましては、4月27日に開催された委員協議会において、令和4年度の事業実績をご説明し、原案の承認を得たものです。

結果につきましては、令和4年度美唄市農業委員会事業報告書(案)別冊のとおりとなっております。なお、委員協議会でご説明した内容から変更はありません。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま、事務局から説明があった令和4年度美唄市農業委員会事業報告の件について、質疑を行います。

これに、ご質問ございませんか。

委員 議長	(なしの声) ないようにございますので、報告のとおり承認することに決定をいたします。 つぎに、日程の第5、報告第3号、現況証明書交付報告の件を議題といたします。
長江係長	事務局から説明を求めます。 ただいま議題となりました報告第3号、現況証明書交付報告の件についてご説明いたします。 このことについて、事務局において現地調査を実施した結果、証明することが適当と認めたため、美唄市現況証明取扱要領第3・5の(2)により、会長専決として証明したので報告するものです。
議長	(議案朗読省略) 番号1番につきましては、昭和47年8月21日、2番につきましては、昭和48年9月23日に5条転用許可を受けていますので、令和5年5月8日付けで証明書を交付したので報告します。 なお、調査場所につきましては、報告第3号資料のとおりとなっております。 以上で説明を終わります。 ただいま、事務局から説明があった現況証明書交付報告の件について、質疑を行います。
委員 議長	これに、ご質問ございませんか。 (なしの声) ないようにございますので、報告のとおり承認することに決定をいたします。 つぎに、日程の第6、報告第4号、農地法第5条第1項の規定による許可証交付報告の件を議題といたします。
長江係長	事務局から説明を求めます。 ただいま議題となりました報告第4号、農地法第5条第1項の規定による許可証交付報告の件についてご説明いたします。 このことについて、令和5年3月29日に開催された第3回総会において、「許可相当」と判断いただきました転用案件について、北海道農業会議へ意見聴取を行い、「許可相当」との回答がありましたので、申請者に対し令和5年5月1日付けで許可証を交付したので、報告します。以上で説明を終わります。

議 長	ただいま、事務局から説明があった農地法第5条第1項の規定による許可証交付報告の件について、質疑を行います。 これに、ご質問ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ないようでございますので、報告のとおり承認することに決定をいたします。 つぎに、日程の第7、議案第18号、農地法第3条第1項の規定による許可の件を議題といたします。 なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件がございます。 番号1番の審議を行いますので、高橋修委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。 (高橋修委員 一時退席) 事務局から番号1番について、説明を求めます。
山下次長	ただいま議題となりました議案第18号、農地法第3条第1項の規定による許可の件、番号1番についてご説明いたします。 このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。 これは、当事者が農地または採草放牧地について、所有権の移転または権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。 (議案朗読省略) なお、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号に係る不許可要件には、該当しないものです。場所につきましては、議案第18号資料番号1番のとおりとなっております。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいま、事務局から説明があった農地法第3条第1項の規定による許可の件、番号1番について、質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって原案のとおり許可することに決定をいたします。 少々お待ちください。 (高橋修委員 着席) 引き続き、番号2番の審議を行いますので、齊藤良平委員は

議 長 山下次長	審議が終了するまで、一時退席をお願いします。 少々お待ちください。 (齊藤良平委員 一時退席) 事務局から番号 2 番について、説明を求めます。 ただいま議題となりました議案第 18 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の件、番号 2 番について、ご説明いたします。 このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。 (議案朗読省略) なお、別添調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号に係る不許可要件には、該当しないものです。 場所につきましては、議案第 18 号資料番号 2 番のとおりとなっております。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいま、事務局から説明があった農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の件、番号 2 番について、質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。 (なしの声) ご異議なしと認めます。 よって原案のとおり許可することに決定をいたします。 少々お待ちください。 (齊藤良平委員 着席)
委 員 議 長	引き続き、事務局から番号 1 番・2 番以外について説明を求めます。
山下次長	ただいま議題となりました議案第 18 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の件、番号 1 番・2 番以外について、ご説明いたします。 このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。 (議案朗読省略) なお、別添調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号に係る不許可要件には、該当しないものです。場所につきましては、議案第 18 号資料番号 1 番・2 番以外のとおりとなっております。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいま、事務局から説明があった農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の件、番号 1 番・2 番以外について、質疑を行い

委員 議長	ます。 これに、ご異議ございませんか。 (なしの声) ご異議なしと認めます。 よって原案のとおり許可することに決定をいたします。 つぎに、日程の第8、議案第19号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。
長江係長	事務局から説明を求めます。 ただいま議題となりました議案第19号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件についてご説明いたします。 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。 利用権の設定の種類は全て賃借権設定です。 (議案朗読省略) 個人が利用権の設定等を受けるものであり、別添1調査書のとおり農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 場所につきましては、議案第19号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては5月31日を予定しております。 以上で説明を終わります。
議長	ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件について質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委員 議長	(なしの声) ご異議なしと認めます。 よって原案のとおり決定をいたします。 つぎに、日程の第9、議案第20号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
山下次長	ただいま議題となりました議案第20号、令和4年度農業委

員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の件についてご説明いたします。

総務委員会から下記のとおり報告がありましたので付議するものです。

(内容説明)

実施状況につきましては、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)別冊のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま、事務局から説明があった令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の件について、質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委 員
議 長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり決定をいたします。

つぎに、日程の第10、議案第21号、美唄市農業委員会の所管に係る美唄市個人情報保護条例施行規則の全部改正の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

高橋局長

ただいま議題となりました議案第21号、美唄市農業委員会の所管に係る美唄市個人情報保護条例施行規則の全部改正の件についてご説明いたします。

美唄市農業委員会の所管に係る美唄市個人情報保護条例施行規則を次のように改正するものです。

美唄市農業委員会が管理する公文書に係る個人情報の保護に関する法律及び美唄市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行については、美唄市個人情報の保護に関する法律施行細則の例によるものとし、附則については、この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用することとなっております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま、事務局から説明があった美唄市農業委員会の所管に係る美唄市個人情報保護条例施行規則の全部改正の件について、質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委員
議長

(なしの声)
ご異議なしと認めます。
よって原案のとおり決定をいたします。
以上をもちまして、第5回農業委員会総会は閉会いたします。